

保育士等就労奨励金制度



市内の保育施設等(保育園・幼稚園・認定こども園)において、常勤の保育士等(保育士・幼稚園教諭・保育教諭)として就労する方を対象に、2種類の奨励金を支給しています。

1 新規に働く場合(新規就労奨励金)

対象 (1)と(2)両方を満たす方

- (1) 令和6年4月1日以降に市内の保育施設等で初めて常勤の保育士として就労する方
- (2) 1年以上継続して就労する意志のある方

支給額 20万円

※次の方は対象外です。

- ・ 渡島地域の保育施設等、認可外保育施設、およびその他の乳幼児を保育する施設において、常勤の保育士等として就労経験のある方
- ・ 就労先の費用負担が発生する職業紹介業者を経由して就労された方

2 継続して働いている場合(継続就労奨励金)

対象 (1)と(2)両方を満たす方

- (1) 市内の保育施設等で常勤の保育士等として就労している方
- (2) 同一の法人が運営する市内の保育所等で、1年以上常勤の保育士等として勤務した期間の通算が、3年・6年・9年のいずれかに達した方

支給額 3年到達:10万円

6年到達:10万円

9年到達:10万円

※該当年数に達して1年以上経った方は、その年数の奨励金は受給できません

北斗市保育士等人材バンク



保育士などの資格をお持ちで、市内の保育施設等で就労を希望される方を募集しております。保育の仕事に興味・関心がありましたら、まずは市役所子育て支援課、または保育施設等にご相談ください。

登録から採用までの流れ

- ① 資格を証明する書類の写しを添えて、登録申込書を提出ください(郵送可)。
- ② 職員を募集している施設からの要望に応じて、市役所から施設へ登録情報を提供します。
- ③ 施設から直接、登録者へご連絡します。

一定の条件を満たせば奨励金を交付しています



対象 人材バンクに登録時点で以下のすべてに該当する方

- ・ 保育士養成施設を卒業した年度末の末日から1年以上経過している方、または保育士試験に合格し、保育士登録簿に登録されてから1年以上経過している方
- ・ 他の保育所に勤務していた場合、当該保育所等を退職した日から1年以上経過している方
- ・ 暴力団と密接な関係にない方
- ・ 過去に本奨励金の交付を受けていない方